

令和2年度ひたちなか大洗エリア観光VR動画制作 及び広告配信業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度ひたちなか大洗エリア観光VR動画制作及び広告配信業務委託

2 委託期間

契約締結の日 から 令和3年3月31日 まで

3 目的

多くの観光資源に恵まれた茨城県ひたちなか市と大洗町について、両市町の観光資源を結び付け、ひたちなか大洗エリアを洗練されたリゾートとするため、県・市・町や関係団体から成る「ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会（以下、「協議会」と言う。）」を立ち上げ、相互の連携協力を推進している。

本業務では、ひたちなか大洗エリアを、行政域を超えた一体的なエリアとしてイメージ付け、観光客の周遊・宿泊を促進するため、ひたちなか市と大洗町双方のスポットを、テーマ性を持って取り上げ、映像を見ている人があたかも旅しているかのような臨場感・没入感のあるVR（Virtual Reality）動画コンテンツを制作する。

また、制作した動画の視聴を広く促すため、広告配信業務を行う。

4 委託業務の内容

受託者は、次に掲げる（1）から（2）の項目について、協議会と協議をしながら業務を実施すること。

また、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、協議会の指示するものについては実施すること。

（1） VR 動画制作

ア 「3 目的」を踏まえた映像を制作すること。その上で、360° 全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）等、VR映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫すること。

イ 打合せ及びロケハン

- ① 動画の構成、撮影・編集方針等について、事前に協議会事務局員と打ち合わせを行うこと。

- ② 撮影にあたっては360°動画の撮影に適しているか、最適な時期に撮影許可がおりるか等を事前に調査し、協議会と協議の上、撮影場所を決定すること。

ウ 制作動画

- ① 制作本数は最低1本以上とし、いずれの動画も再生時間は2分以上とすること。
- ② パソコンやタブレット、スマートフォンでの再生を前提とし、WEBサイトやYouTube等で再生可能なファイル形式とすること。
- ③ 動画ごとにテーマを設定することとし、いずれの動画においても、ひたちなか市と大洗町双方のスポットを、テーマに沿って取り上げること。
- ④ 景色のカatalog的な構成ではなく、斬新なアイデアや共感を呼ぶストーリーなど、構成に工夫を凝らし、話題になり、拡散される動画とすること。
- ⑤ 制作する動画のうち少なくとも1本において、ひたちなか市と大洗町間の移動について、視聴者がイメージできるようなシーンを含めること。
- ⑥ 動画の制作に当たっては、サムネイルの制作も併せて行うこと。サムネイルについては、視聴者の興味を引き、多くの方に視聴されるよう工夫をこらすものとする。

エ その他経費等

- ① 撮影や編集に係る一切の経費(機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、各種データ費等)は、全て委託業務費に含む。
- ② 撮影及び動画配信の許可取得は受託者が行うものとし、その費用についても受託者が負担すること。
- ③ 使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ④ 出演者を起用する場合は、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、スケジュール調整、アテンド、交通手段の調整、メイク、スタイリストの調整、その他付随する業務全般を行い、それに伴い発生する経費については、委託金額内で実施すること。

オ 納品

制作した動画及び撮影した個別の動画素材を令和3年2月26日までに納品することとする。納品にあたっては、DVD等の記録媒体にデータを格納し、3部提出することとする。

(2) インターネット広告の実施

受託者は、上記「4(1)」において制作した動画の視聴を広く促すため、次の仕様を満たす広告を実施すること。

ア ターゲット

20代～30代の女性を中心に、詳細を協議会と協議し決定すること。

イ 掲載期間

令和3年3月を中心に、協議会と協議し決定すること。

ウ 広告媒体

効果的な媒体を提案し、協議会と協議し決定すること。

エ 表示回数

50万回以上を目標とすること。なお、広告表示回数が目標を下回る見込みとなった場合は、協議会と協議すること。

5 業務完了報告

受託者は、委託業務が完了したときは、業務の実施概要や成果等についてまとめた委託業務完了報告書を、委託業務完了の日から起算して14日以内又は令和3年3月22日のいずれか早い日までに委託者に提出することとする。

6 成果品に関する権利の帰属

(1) 成果品の著作権（著作権法27条、28条に定める権利を含む。）はすべて協議会に帰属するものとする。

(2) 制作したコンテンツについては、業務の委託期間に関わらず、追加費用なしで協議会及びその構成員（茨城県、ひたちなか市、大洗町、ひたちなか商工会議所、ひたちなか市観光協会、大洗町商工会、大洗観光協会）が無期限に使用できるものとする。

(3) 制作したコンテンツを、協議会及びその構成員（茨城県、ひたちなか市、大洗町、ひたちなか商工会議所、ひたちなか市観光協会、大洗町商工会、大洗観光協会）は、媒体を問わず使用できるものとする。

7 その他

(1) 委託金額の内容

委託金額には、事業実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。

(2) 協議事項

本仕様書に明示無き事項, 業務への疑義, 業務実施に係る細部については, 委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

(3) 個人情報等の保護

受託者は, 本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を, 本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は, 委託者の責に帰すべきものを除き, 全て受託者の責任において処理する。